

鞍手町寄附受納事務取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号。以下「財務規則」という。）第57条及び第152条の規定に基づき、町の寄附受納に関して必要な事項を定めることにより、適正な寄附受納事務を行うことを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附物件 寄附の対象となる現金、有価証券、土地、建物、物品等
- (2) 用途指定寄附 寄附物件の用途について指定し、又は希望を表明して申出が行われた寄附
- (3) 一般寄附 前号に指定する以外の寄附

(事務の担当等)

**第3条** 寄附受納事務を担当する課等（以下「担当課」という。）は、次表のとおりとする。ただし、町長が特に定めた場合を除く。

寄附の区分	担当課
用途指定寄附	寄附申出者の希望する用途に係る事務を所管する課等
一般寄附	鞍手町課室の事務分掌規則（平成20年鞍手町規則第3号）に定める課等 (以下「寄附担当課」という。)

(寄附の申出)

**第4条** 寄附受納にあたっては、寄附の申出をしようとする者（以下「寄附申出者」という。）から寄附申出書（様式第1号）の提出を受けるものとし、当該寄附申出書は、担当課において收受の上、町長の決裁を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附の申出が他の文書により提出され、寄附申出書に替えることが困難な場合は、提出された文書をもって寄附申出書とみなすことができる。この場合において、当該文書に寄附受納の可否決定に必要な事項の記載がないときは、聞取り等の方法により調査するものとする。

(受納の可否の決定及び通知)

**第5条** 第3条に規定する担当課の長（以下「担当課長」という。）は、寄附の申出があったとき

は、次に掲げる事項について必要な調査を行い、寄附申出に係る調査表（様式第2号）を作成するとともに、寄附受納の可否について決裁を受けなければならない。

- (1) 法令等に違反しないこと。
- (2) 行政の中立性及び公平性が確保できること。
- (3) 受納及び管理に際し、その価値に比して費用や労力等の負担が過大とならないこと。
- (4) 係争の原因となるおそれがないこと。
- (5) 町の管理下に置くことが適当であると認められること。
- (6) 寄附申出書に付された条件が適正であること。
- (7) 寄附申出書に虚偽の記載がないこと。

2 前項の規定による可否の決定後、寄附を受納する場合にあつては寄附受納決定通知書（様式第3号）により、寄附を辞退する場合にあつては寄附辞退通知書（様式第4号）により、寄附申出者に遅滞なく通知するものとする。

（収納手続等）

**第6条** 担当課長は、前条第1項の規定により寄附を受納することが決定した場合は、財務規則等に基づいて収納等に係る必要な手続を速やかに行わなければならない。

2 担当課長は、前項に係る手続の完了後、遅滞なく寄附者あてに寄附受領書（様式第5号）を交付するものとする。

3 寄附物件が現金である場合の収納事務は、第1項の規定にかかわらず、担当課長からの依頼により寄附担当課長が行う。

（議決を要する寄附の取扱い）

**第7条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定に基づく議会の議決を要する寄附の受納にあつては、その議決を得なければ前2条の手続をすることができない。

（用途指定寄附の取扱い）

**第8条** 用途指定寄附の受納にあつては、寄附申出者の意向を尊重するものとする。

（匿名寄附の取扱い）

**第9条** 寄附申出者を特定できない物件であつて、担当課において当該物件が寄附物件であると確認したものは、これを匿名による寄附物件とみなす。この場合においては、第4条の規定にかかわらず、担当課が寄附申出書を作成するものとする。

2 前項の規定による確認の内容は、匿名寄附に係る調査記録表（様式第6号）により記録し、寄附申出書に添付するものとする。

(寄附の取消し)

**第10条** 寄附の取消しの申出は、申出者から寄附取消申出書(様式第7号)の提出を受けるものとする。

(表彰)

**第11条** 町は、寄附者に対して寄附の性質及び内容に応じて、鞍手町表彰条例(昭和56年鞍手町条例第13号)に基づく表彰を行うことができる。

(寄附の公表)

**第12条** 寄附者の氏名等について、当該寄附者の同意を得たときは、公表することができる。

(適用除外)

**第13条** この要綱において、次の各号に掲げるものについては適用しないものとする。

- (1) 国、又は地方公共団体からの財産等の寄附又は贈与
- (2) 鞍手町ふるさと応援基金条例(平成28年鞍手町条例第19号)第1条に規定するふるさと応援寄附金
- (3) 私道等の寄附
- (4) 町が施行する公共事業に伴う土地等の寄附

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。